

質 疑 書

1. 入札案件名

宿泊機能を有する災害用軽自動車の購入

2. 質疑内容

	質疑	回答
①	入札公告 2. (4)で宿泊機能を有する車両（キャンピングカー等）の納入とあるが、宿泊機能とはどの程度の指標、根拠をもつて判断されますか。	専用設計又は一般的な車両を改造することで、就寝可能であるベッドや装備品によるスペース等を備えた車両を納入実績の基準とします。
②	納入期日について 納入期日が令和 8 年 6 月 30 日であるが延長は可能か。 ※指定されている車両の納入時期が 10 月末時点で 4 月ごろになるものがあると販売会社に確認済。また、生産可能台数が上限に達して時点で注文自体停止すると聞いています。10 月末時点での話ですので入札後の車両購入になると仕入れ時期が納入時期ぎりぎりになる可能性、場合によっては注文できない可能性があります。	仕様書通りの納入期日とする。
③	車両の納車について 本案件の台数が 7 台ですが納車日および登録日がバラバラになることは問題ないか。 納車時期、車両の納入状況によることがあるため。 ※5 月に 4 台、6 月に 3 台など	問題ない。

④	<p>本案件車両が国土交通省に型式指定登録がされている車両であり、オプション部品（ドラレコ、バックカメラやモニター、配線処理関係など）は登録（ナンバー交付）後でしか取付できません。したがって、登録時期と納車時期がずれることが想定されますが、どの程度まで許容されるでしょうか。</p>	<p>仕様書 1. 総則 (10) によるものとする。</p>
⑤	<p>入札保証金および契約保証金の免除対象の拡充はできませんか。</p>	<p>公告に記載の通りとなります。</p>